

第3回貿易・投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年10月29日（火）9：30～11：24
2. 場所：中央合同庁舎4号館2階第3特別会議室
3. 出席者：
 - (委員) 大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、林いづみ
 - (政府) 稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）
 - (事業者) 乗越秀夫外国法事務弁護士、崎村令子外国法事務弁護士、伊藤理弁護士
日本経済団体連合会
 - (法務省) 飯島大臣官房司法法制部・審査監督課長、松井大臣官房司法法制部・参事官（略）
 - (事務局) 滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、仁林企画官
4. 議題：
 - (1) 外国法事務弁護士制度に係る規制改革要望について
 - ・乗越秀夫外国法事務弁護士及び崎村令子外国法事務弁護士からの説明
 - ・伊藤理弁護士からの説明
 - ・法務省から説明
 - (2) (略)
5. 議事概要：
 - 大川次長 それでは、定刻でございますので、規制改革会議第3回貿易・投資等ワーキング・グループを開催いたしたいと思っております。
 - (略)
 - 大崎座長 それでは、早速ですが、議事に入りたいと存じます。
本日は、貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目に挙がっております、外国法事務弁護士制度及び空港について、検討をしたいと存じます。
早速ですが、議題1、外国法事務弁護士制度に係る規制改革要望に入らせていただきます。
 - (略)
 - それでは、規制改革要望ということで、乗越先生、崎村先生に御説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。
 - (略)

○乗越外国法事務弁護士 2番目の複数事務所の開設というポイントでございます。現在、外弁事務所、弁護士と外弁の共同事業は、共に日本国内に複数のオフィスを開設することができません。これはどういうことかと申しますと、複数事務所を開設することが許されている事業形態であります弁護士法人が、現段階では弁護士のみの事業に限られているためでございます。

2009年に出されました、外国弁護士制度研究会の報告書がございまして、これは配付いたしました資料の最後の方、参考資料2としてお手元にお配りしておりますが、その9ページ、提言の一番下のパラグラフです。ここに改正の提言が述べられております。ここには、現行制度は、弁護士及び外国法事務弁護士の自由な活動環境を確保する観点からは、なお不十分であるということを行った上で、その制度的基盤を整備するため、新たに外国法事務弁護士が法人組織により法律事務を提供することができるようにする制度(A法人制度)を導入するとともに、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して法人組織により法律事務を提供することができるようにする制度(B法人制度)を導入する必要があるということが、明確に述べられております。

もちろんこれに加えて、いわゆる不良外弁が変なことをしないようにという観点から、それに対する制約と申しますか、そういうものも設けるべきだということは、この提言でも述べられておりますけれども、基本的な方向性としては、A法人、B法人共に認めるべきである。それが制度的な正しい基盤を整備することにつながると提言されております。

残念ながら、その後、提出されている法案は、いろいろな紆余曲折があったそうでございまして、共同事業による法人設立の道を閉ざしていることになっております。

私どもが見ますに、法人化した事業にのみ、そもそも複数事務所の開設を許すというのは、どういうことだろうか。法人化しないでも、それは構わないのではないかと申しております。ただ、仮に法人化した事業にのみ、複数のオフィスを開設することを許すという制度を維持するといったしましても、弁護士と外弁の共同事業にそれを認めない理由というのは、私どもとしては見出せません。

究極的には、事業形態にかかわらず、複数のオフィスの設立をする自由を認めていただきたいと存じますけれども、当面、共同事業を差別する制度は廃止していただきたいと考えております。

(略)

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、法務省から、規制改革要望に対する考え方について、御説明をお願いいたします。

○法務省(飯島課長) 法務省審査監督課長の飯島でございます。よろしくお願いたします。

最初に外国法事務弁護士制度の概要について御説明いたしました後、各論点についてお話をさせていただきたいと思っております。

(略)

複数事務所と外弁法人設立について申し上げます。我が国の弁護士及び外国法事務弁護士につきまして、複数の事務所を設置することは、法律により禁止されております。その主な理由は、複数の事務所の設置を認めた場合、ある意味で、常時指揮監督するのは、弁護士にとりまして困難でございますので、いわゆる事務員等が法律事務を扱う、非弁活動の温床になるおそれがあると言われております。また、弁護士会による指導、監督の実効性の確保が、そういった意味でも困難となるということでございます。

ただ、弁護士法人につきましては、従たる事務所の設置が認められているので、従たる事務所につきましても、弁護士である社員の常駐義務が原則化されております。非弁活動の防止という観点での配慮がなされているわけでございますが、いずれにしても、弁護士法人に関しては、複数の事務所を法律上認めることが可能となっております。

これに対して、現在、外国法事務弁護士については、弁護士法人に該当する制度が設けられておりませんので、複数事務所の設置は不可能となっております。この点につきまして、弁護士に認められている法人化について、外国法事務弁護士にも可能とする立法を行うべきであるといった旨の指摘を今までいただいてまいりまして、法務省と日弁連での検討を経た結果、外国法事務弁護士が法人を設立することを可能とする方向で、外弁法を改正することを過去に決定いたしました。

この法案の内容につきましては、資料としておつけさせていただいておりますが、資料7でございます。内容といたしましては、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人を設立することが可能となるということで、これによって、法律事務の国際化、専門化、複雑多様化に的確に対応することが可能となるといった趣旨で、この法案を作成したところでございます。ただ、非常に残念でございますが、この法案につきましては、昨年、第180回通常国会に提出されました後、国会閉会后、第181回臨時国会で衆議院が解散されて、廃案となってしまったところでございます。

そういったところで、先ほどいろいろお話をいただきましたが、法務省といたしましては、いずれにしろ、外国法事務弁護士の法人化につきましては、何とか法人の設立ができない状態を解消したいと考えておりまして、できるだけ早期に法案の設立に努めてまいりたいと考えております。

(略)

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関する議論に入りたいと思うのですが、私から最初に感想と1点質問をさせていただきます。

まず私の意見ですけれども、法務省で外国法事務弁護士による法人設立を可能にする方向の制度整備を早期にやりたいということをお願いしたのは、大変いいことだと思っております。過去に法案も出されたということですので、それはやっていただければと思います。

先ほどの複数事務所を法人化していない状況で認めるべきかどうかということについては、確かに国内の弁護士にも認めていないわけでありまして、非常に合理的なお話があったかと思っております。

(略)

○大崎座長 議論が尽きないところではございますが、時間の関係もございますので、本日のこの議題に関しては、このぐらいにさせていただきたいと思っております。皆様、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング 議事要旨

(開催要領)

- 1 日時 平成26年度9月3日(水) 18:12~18:43
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

村田 昌平 法務省大臣官房司法法制部審査監督課課長
遠藤 圭一郎 法務省大臣官房司法法制部付
竹内 悠介 法務省大臣官房司法法制部審査監督課補佐官

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官
松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 外国弁護士の受入れ、共同事業推進
 - 3 閉会
-

○藤原次長 外国人弁護士の受入促進、共同事業の推進ということで、本日も民間からの提案がございましたが、そちらに対する対応ということで、法務省の御担当の方々においていただいております。

それでは、八田座長、お願いします。

○八田座長 どうもわざわざお越しくださしまして、ありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○村田課長 それでは、私から今回、事前にいただいております提案の内容も踏まえたところで、外国法事務弁護士制度にかかわってこようかと思っておりますので、これの概要、現状等について御説明をさせていただきます。

(略)

以上、雑駁でありますけれども、外国法事務弁護士の概要でございますが、もう一点、今回の提案と関連しまして最近の外弁法をめぐる動きといたしまして、この先般の通常国会におきまして、この4月に外弁法が改正されております。その内容といたしましては、かねて内外から受けておりました要望を踏まえまして、こういう法律サービス事務が複雑、多様化していること、専門化していること、国際化していること。これに対応してまいりますために、日本の弁護士と同様に外国法事務弁護士についても法人組織で活動できる制度的基盤を整備するということから、外国法事務弁護士が社員となって外国法に関する法律事務を行うことを、その業務範囲とする法人を設立することを可能にする制度を創設するという改正が行われております。これにつきましては4月25日に成立いたしまして、法律は公布の日から2年以内の政令で定める日から施行となっております。現在、法務省におきまして、この施行に向けた所要の準備を行っているというのが現状でございます。

(略)

○八田座長 時間がなくなってきたので2つ目の弁護士事務所の話はどうでしょうか。

(略)

○原委員 (略)

2つ目は今までお話されていない。

○八田座長 全くしていません。それで2つ事務所を持てるかどうか。外弁事務所は持てることになったのですが、実際問題としては日本の弁護士と共同事業をやるのが非常に多い。共同事業をやっている主体が法人化できるようにしていただきたいという要望で、そうなるのではないかと期待していたら、実際には今度ならなかった。外弁だけは法人化できるけれども。共同事業が法人化できるようになれば、そこで支店が持てるようになる。それで実際の実務としては、日本の弁護士さんと一緒にやるのが非常に多いと言うのです。だから、その要望が2番目です。

○村田課長 先ほど申しましたように、外弁法につきましてはこの春に改正が行われて、その中で今、座長がおっしゃったようにまずは一步、外国法事務弁護士のみによる法人が設立可能になっております。その審議といいますか、検討の段階において、もう一つの日本の弁護士と外国法事務弁護士の共同出資、お互い社員となるような形態の法人の設立、組合というのは既に今、外国法共同事業という形で可能なのですけれども、法人格として認めるかどうかという観点につきましては、法人というのは組合より一層強固なといいますか、一体感のある団体であり、その一体化の中において、法人制度の中であっても外国法事務弁護士についてはあくまで取り扱えるのは外国法事務のみである、日本法は取り扱えないという前提がありますので、そういう法人形態を認めた場合に、その法人の中で外

国法事務弁護士が日本の法律事務を扱うことを助長することになるのではないかという懸念が払拭されなかったということです。

○八田座長 そんなことしたら違法でしょう。

○村田課長 それについて、ではそういう弊害を防ぐような規定を設けた上で、共同の形態での法人設立ができないのかということが検討されたわけですがけれども、今の段階ではその懸念を払拭するところまでには至らず、まず外国法事務弁護士のみによる法人設立を認めて、ここで問題となっているような日本の弁護士と外国法事務弁護士の共同出資による法人の設立、そういう制度の検討については、今般の外国法事務弁護士のみによる法人の今後の活動状況も踏まえて検討していくということだと思います。

○八田座長 御要望としては、そのことは一般論としては認めた上で特区ではということなのです。特区で特にこういうことの国際化を推進したいということです。そういうことで時間も押しましたが、ぜひ御検討を続けていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(開催要領)

- 1 日時 平成26年度9月26日(金) 8:45～9:33
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

村田 昌平 法務省大臣官房司法法制部審査監督課課長
中島 行雄 法務省大臣官房司法法制部付兼官房付
遠藤 圭一郎 法務省大臣官房司法法制部付
竹内 悠介 法務省大臣官房司法法制部審査監督課補佐官

<有識者>

安念 潤司 中央大学法務研究科教授

<事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
- 3 閉会

○藤原次長 おはようございます。国家戦略特区ワーキンググループ、関係省各省からのヒアリングということで、もう何度か御議論もさせていただいておりますけれども、外国法事務弁護士制度につきましての議論でございます。

論点は2つ、3つございましたが、繰り返しはいたしませんけれども、法務省の方々においでいただきまして御議論を深めていただければと思います。

そうしましたら、早速、八田先生からよろしいでしょうか。

○八田座長 早朝からお越しくささいまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○藤原次長 その前に一点だけ御紹介いたします。本日は規制改革会議の有識者委員でいらっしゃる、安念座長にもおいでいただいております。規制改革会議でも御議論がずっとある案件でございますので、御一緒していただくということでお願いできればと思

ます。

○八田座長 規制改革会議と特区の連携を図るとというのが諮問会議で出ましたので、その一環でございます。

○村田課長 概略を説明させていただいてよろしいですか。

繰り返しになるかもしれませんが、議論に先立ちましてもう一度、当方の見解を御説明させていただきます。（略）

2点目、日本の弁護士と外国法事務弁護士との共同事業と申しますか、協業に関しまして、いわゆる共同して法人を設立する制度の創設ということでございます。

外国法事務弁護士による法人の設立につきましては、かねてから要望のあったところでございまして、先般から御説明させていただいておりますとおり、法務省において外国法事務弁護士のみが社員となる法人の設立を可能とする内容と申します外弁法の一部改正法、これが先の通常国会で提出、可決成立の運びとなったところでございます。

現在、承認だけでは業務はできないわけで、弁護士会の登録という手続が必要となってきますので、それに関連しました、必要な弁護士会の会規、会則といったものの手当をお願いしつつ、成立から2年の間に施行することになっておりますので、それに向けて、外国法事務弁護士の法人化に向けての手続を進めている、現在そういう状況でございます。

他方、弁護士及び外国法事務弁護士がともに社員となる法人の制度でございますが、これにつきましても今般の改正法の以前からともに検討は進めていたところでございます。しかしながら、この点につきましては、外国法事務弁護士がこうした法人制度を利用して、本来、関与することができない日本法に関する法律事務に不当に関与する等、権限外の業務を行うことを容易にするのではないかという懸念の指摘がございます。こうした弊害が生じないように規定を設けることも併せて検討してまいったわけでございますけれども、残念ながらその懸念を払拭するには至っておらず、合意の得られたいわゆる外国法事務弁護士のみでの法人化、まずこれを優先して制度化することで今般の法改正をさせていただいたという経緯でございます。

したがいまして、現時点で直ちに共同法人制度を特区という形で導入することは若干、時期尚早ではないかと考えております。この外弁法人につきましても先ほどの説明のとおり、対弁護士会、こうしたところを通じて日弁連の登録を受けるということから、法律上、日弁連を中心とする弁護士制度の一環と位置づけられておるものでございます。したがいまして、これは先ほどの職務経験要件とあわせてですけれども、こうした制度の改正あるいは運用に当たりましては、日弁連との協力関係と申しますか、理解、協力を得ることが不可欠であろうと考えておりまして、なかなかここを飛ばした議論というのは、難しいのではないかと申すのが正直なところでございます。

以上、簡単でございますし、繰り返しになりますけれども、2点、御説明させていただきます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

(略)

もう一つは、日本の要するに共同でやるということは、職務の関係で言えばはるかに一緒にやったほうが日本とのいろいろな会社とのつながりがありますから、日本の法務のことをやることのあるとしたら、それに対して何らかの監視を強めれば済むことで、これも社会的に得られる利益ははるかに多いのではないかと思います。

これは前置きで、安念先生。

○安念氏 多分この中で唯一の日弁連会員として、法務省さんも率直に言ってかわいそうだなというのが私の感想です。共同設立がつぶれたのは日弁連がそう言ったからつぶれたというだけの話で、法務省さんとしてはどちらでもいいと言ったら失礼だけれども、別に法務省として固有の利害があってそうなさったわけでもなかりうなという気がするのです。

共同設立について言えば、共同事業、あれは民法上の組合という整理なのでしょうね、それは認める。一方、外弁法人が日本の弁護士を雇用することは多分禁じられていない。実際、そうなったときには余り口出しするなよという規定があるということは認めているということですね。

そうすると、組合としてイコールパートナーで日本弁護士と組むことはいいよ。雇い人として、ワーカーとして日本弁護士を雇うのはいい。それは同じことではないか。つまり、雇用すると言ったって事実上、役員より偉い従業員みたいなことは幾らでも世の中にあるわけで、その実質を見ると共同設立がいけないとする理由はもうない。制度上、実はそれとほぼ同じことをやっちゃっているのに、そこだけおかしいという理屈は立てられないのではないかという気がするのです。日本法に踏み込むというか、要するに外弁がやってはいけないことまで踏み込むと困るということは、それは共同事業だって雇用だって同じなものですから、そこを言うのはちょっと無理だなと思うのです。法務省さんは本音ではそう思っていらっしゃるのではないか。本音を言えと言ったってなかなか言ってくれないだろうと思うけれども、どうですか。そもそもおかしいのではないかというのが第1点。

(略)

○村田課長 (略)

それと、いわゆるB法人の話は非常に難しい話でございます。これはお答えになっているのかどうかわかりませんが、今回、A法人というものが認められたことによりまして、要望の1つの大きな眼目としては今、個人形態では外国法事務弁護士が複数事務所を持ってないではないかということがあろうかと思います。これにつきましては今回のA法人、外国法事務弁護士のための法人設立下において支店開設は可能になる。加えて今、安念先生からございましたけれども、外国法共同事業ということでございます。その枠組みの中で例えば外国法事務弁護士の法人化した外国法事務弁護士法人と日本の弁護士法人、法人同士の業務提携というのも当然出てまいる話になってこようかと思いますので、かなりのところはできるのではないかと。B法人につきましては、そうした実態、結局そういう実態を踏まえながら、徐々に懸念が払拭されるのを待つといたしますか、払拭された段階で制

度化するというのが順番ではないかというのが法務省の立場でございます。

○原委員 質問をさせていただきたいのですが、外国法事務弁護士等の法人制度について権限外の業務、要するに日本法をやってしまったりとか、そういうことを言われているわけです。その部分についての御懸念があってということでありました。

もう一つ、恐らく3年以上の実務経験のほうについても、日弁連さんがおっしゃられたように問題があるとする、日本法の領域に侵食される可能性があるということをおそらく背景としては御懸念があるのかなど。そうではなくて外国法について単にやられているということであれば、そんなにその部分は御懸念されないのだと思いますので、恐らく両方に絡まる話としてその問題があるのかなと思うのですが、欧米外の外国事務局弁護士が出てきてしまうことへの対処というのは、現状ではどういう取り締まり、監視がなされているのでしょうか。前回の法務委員会での議論なんかで、その部分が十分に対処できないという御議論をされていたということなのですが、それをさらに強めていくとしたらどういった方策があると御検討をされていたのか。ちょっと教えていただけましたら。

○村田課長 現状、外国法事務弁護士が日本法を扱うというあたりは、まさに弁護士会のほうで職務に服しているかどうかという監督のもとでの話になってくるかと思えます。

現在、制度的な手当としては先ほど安念先生からございました、外国法事務弁護士が日本弁護士を雇うあるいは法人の中でそういう不当関与の禁止という、一応、一本その条項をもととして監督するといえますか、取り締まるということでもあります。

○原委員 それは役所ではなくて、弁護士会だけになるわけですね。

○村田課長 弁護士自治ということでございますので、一義的には弁護士会のほうで御担当されるということです。（略）

○原委員 先ほどの前段のほうのお話で、より懸念を払拭していくための立法のあり方を議論されてきたというのを今、いただいた議事録の中でもされているのですが、これは具体的にはどんな方策はあり得るのでしょうか。その取り締まり、監視をより強化していく。

○村田課長 共同事業と同じように、やはりここは不当関与を禁止するという事後規制。事前規制というのは難しい。要は事前規制とすればB法人を認めないということしかございませんので、規制としては不当関与を禁止して、それに反したことがあれば弁護士会の懲戒対象となるというあたりで対応するということが考えられます。

○原委員 特区で仮に何らかの制度を考えて、その区域を限ってよりきっちりとした監視の体制をつくっていくことを実験的にやってみることができないのかなという気もするのですが、安念先生、何かそういう可能性はございますか。

○安念氏 今でも本当にポリシーシングができるかということ、それはできません。もともと外弁は訴訟代理はできないことになっていますから、目立つ形での違反行為、権限踰越行為というのはそもそも初めからできないのです。ですから、微妙なところ、例えば日本法とニューヨーク州法との両方が重なってくるようなところで、外弁と日本の弁護士が何

らかの形で1つのクライアントに日本法の話もニューヨーク州法の話もするという事は幾らでもあると思うのですが、その区分けは全てが混然一体となっていますから、完全に腑分けすることはもともとできません。だからもともとできない話だと思うしかないと思います。(略)

(略)

○八田座長 そうすると、両方とも見解が分かれていますけれども、私どもはどうも説得されたという気持ちがないのです。今まで確かに規制改革でずっと行われたかもしれないが、特区で法律そのものではなくて、それを適用除外するという形で、ここで新しくつくるといふことには元来ならば社会的に望ましいことをやるわけですから、非常に適切な手段ではないかと思うのです。ぜひ今後ももう一步、御検討いただきたいと思います。

○安念氏 1つ難しいのは、特区との関係で言えばリージョン限定のリーガルサービスとなると、どうやってデファインするんだという問題があると思うのです。これはおっしゃるとおりで、別に形があるわけではないから電話で九州の離島でも幾らでもアドバイスできるじゃんという話ですね。

もともと、訴訟代理ができるとある意味で簡単で、そのリージョンの裁判所でしか訴訟代理できないという仕組みにできるのだけれども、もともと訴訟代理権が全然できないから、かデマケが始めからできない仕組みになってしまっている。そこで特区に何とか乗せようと思えば、私はやはり地方限定、リージョン限定というものをどういう形で制度化するかというのが結構肝なのだと思うのです。

○八田座長 3年間のほうは、リージョン限定でも非常に明確なのではないですか。

○安念氏 それはできます。あとは業務ですね。サービスをリージョン限定と定義できるかどうかということだと思います。

○八田座長 共同のやつですね。そちらのものはある意味では規制改革のほうにぴったりなのだけれども、法律改正をやってしまったばかりだからということですね。

(略)

○原委員 あと確認ですけれども、今のところも含めて変えようとする、法改正をしないとおよそ無理な制度ですね。そうするとこれは政務も含めて一度どういう扱いをするか検討を。

○藤原次長 そうですね。ほかの項目はどんどん政務で折衝いただいておりますので、また御連絡させていただきます。

○八田座長 それでは、きょうはどうもお忙しいところありがとうございました。

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング 議事要旨

(開催要領)

- 1 日時 平成26年9月3日(水) 8:39～9:03
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

エリック・セドラック 在日米国商工会議所 理事
乗越 秀夫 外国法事務弁護士協会 運営委員

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長
松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事
 - 3 閉会
-

○藤原次長 それでは、続きまして、在日米国商工会議所、ACCJからエリック・セドラックさん。それから、米国法事務弁護士協会運営委員の乗越秀夫様ほかの方々においでいただきまして、外国人弁護士の受け入れというお話でプレゼンテーションをいただきます。

一応、議事録の都合上、日本語でという形にしておりますけれども、議事録、それから、資料は公開の扱いでよろしゅうございますでしょうか。あるいは、一部非公開という選択もございます。

○乗越運営委員 大丈夫です。

○藤原次長 では、公開の扱いとさせていただきます。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 朝早くからお越しくださしまして、どうもありがとうございました。

では、早速、御説明をお願いいたします。

○セドラック理事 ありがとうございます。ACCJのセドラックと申します。現在、ACCJの理事で、以前は8年間ぐらい法務委員会の役員（委員長・共同委員長）を務めておりました。また外弁協会では3,4年前から共同会長を務めております。

ACCJは、アメリカの大企業や中小企業を中心に約1000社、約3,000人の会員から成り立っています。法務委員会には、150人ぐらいの会員がおり、その多くは、大手の法律事務所の外弁や日本の法律事務所で働いている弁護士、外弁などとなっています。

外弁協会の会員は、今、300人以上で、外弁に関する環境整備の向上を主な目的に活動を行っておりますが、ACCJは、いろいろなことをやっています。

○八田座長 ACCJと外弁というのは、別な団体。

○セドラック理事 そうですね、別です。

（略）

○乗越運営委員 それでは、私のほうから、2つのポイントについて御説明申し上げたいと思います。本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。（略）

（略）

○乗越運営委員 2点目は、複数事務所の開設の問題でございます。

現在、弁護士も外弁も原則として複数の事務所を持つてはいけないということになっております。その例外としてありますのは、弁護士法人という組織をつくれれば、例えば、東京の弁護士法人であっても、大阪にもう一つ事務所をあけることはできるという立てつけになっております。2000年来からそういうことになっております。

私どもは、これまで外弁にも同じようなルールを適用してほしい。あるいは、さらに言えば、外弁と弁護士が、今、一緒にやっている共同事業という形態でも、同じように法人化を許していただけないかということをお願いしてまいりました。

これは、2009年に外国弁護士制度研究会というのがございまして、その報告書が、総理大臣に提出されたときにも、外弁事務所、それから外弁と弁護士の共同事業の事務所が、弁護士法人を設立することができるようにすべきであるという指摘がございました。

それを受けて、法案が提出されて、今年の通常国会で通していただいたのですけれども、実は、その法案ではどういうことになっているかと申しますと、外弁は外弁だけで外弁法人というものをつくって、複数の箇所でも活動することは構わないということになっておりますけれども、外弁と弁護士の共同事業というものが、そのまま法人化することは認められていないという立てつけになっております。

論理的に言えば、弁護士だけの弁護士法人というものと、外弁だけの外弁法人というものを別々につくって、その2つが共同事業という形態を組成するということが可能でござ

いますけれども、現在のほとんどの外弁の活動の状況を見ていただきますと、弁護士との間で、共同事業というものを、実際既につくって、1つの事業体として一緒に活動しております。

そういう大多数の現状が、今の新しく通していただいた法律では、実際には、そのまま法人化できない。ひいては、複数の場所で活動ができないということになっております。

これは、現実の問題といたしましては、日本のクライアントの方は、最近、国際的に進出をしたいという方が非常に多うございますけれども、東京にそういう共同事業があるというのが、ほとんどでございますので、現実問題としては、需要が一番東京が多うございますので、例えば、大阪にいらっしゃるクライアントで、そういう海外進出をしたいと思われる方は、多くの場合、例えば、ミーティングのために東京に出張してきて、共同事業の弁護士、外弁とミーティングをしなければならない。あるいは逆に弁護士、外弁を大阪に呼んでミーティングをしなければならないという不便を被っておられるわけでございますので、そういうクライアントの側の利便性を増すというためにも、法律をもう一つ変えていただきまして、共同事業というものが正面から法人化できるようにしていただければありがたいというのが、私どもの2点目の主張でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、原さん、よろしいですか。

○原委員 今の2点目のほうなのですが、外弁事務所というのは、現状では、基本的には東京だけですか。

○乗越運営委員 そんなことはございません。例えば、沖縄とか、あるいは秋田とかにも、たしかあったと思いますけれども、1人か2人で事務所をやっておられる方はおられます。

ただ、実際に、日本のクライアントの方がやられたような国際進出とか、そういう話でありますと、ほとんど、数はわかりませんが、恐らく9割以上は東京だと思います。

○原委員 実際上、何らかの形ですり抜けてと言ってはあれかもしれないですが、別のところでなさるようなやり方というのはあるのですか。

○乗越運営委員 それはいいですね。それをやると違法になりますので、弁護士としては、違法と言われるのが一番嫌ですから、それはいいと思いますね。

○原委員 それは、2つ目のほうの問題については、なぜ、共同の事務所をつくってはいけないのかというのは、規制している側の説明というのは、どういう説明なのでしょう。

○乗越運営委員 そのこのところの御説明は、私どものほうには、はっきりといただいているわけではございません。

○セドラック理事 論理的な理由はなさそう。多くの外弁事務所は、大体個人がニューヨークの証券のフォーカスの法律事務所、大抵はもうちょっとあって、ビンガムとか、外国法共同事業で、もうちょっとフルサービスの感じの法律事務所、だから、どうしてか、あまり関係なく、乗越先生が言ったとおり、お客さんは、大阪も名古屋も、福岡、沖縄にもいますが、ほとんどのビジネスは東京で行われています。東京以外の町にも大きい会社

はありますから、みんなそういう会社に対しクライアントサービスをするために、支店をつくりたい可能性があります。また、法人（クライアント）があっても、なくても、支店をつくりたい可能性はあります。

○藤原次長 事務局で少し調べたのですが、これは、2002年構造改革特区の創設当初から何回も提案が自治体からも出ていまして、それで、2009年に、まさにおっしゃっていただいた研究会を法務省でやまして、その中で2つの案というのがあって、外国法事務弁護士のみの社員となって会社を設立する形と、それから、弁護士と外弁がともに社員になると、まさに、今、御要望の2つ目の法人制度というのをつくってほしいとあったのですが、おっしゃっていただいたように、この前、前通常国会でやっと法律改正が行われたのですけれども、そのうちの1つしか採用されなかったと。

2つ目については、1つ目の様子をよく見て、ということなので、多分論理的な御説明はなく、とりあえず、2つあったうちの1つを手当したというのが現状で、まだ、そういった意味の御要望が残っているという位置づけです。

これは、構造改革特区もそうですけれども、総合特区でも東京都から要望が出て、手つかずになっているためございまして、その意味では、長年解決されない話というふうにお考えいただければと思います。

○八田座長 今度の共同事業以外のものが法人化できるようになったというところの、その法律のきっかけはどこなのですか、こういう特区関係ではない。

○藤原次長 まさに、構造改革特区、総合特区での要望が一部は報われた形になっていません。

○八田座長 例えば、規制改革会議は何もやっていないのですか。

○藤原次長 随分議論しています。

○八田座長 わかりました。そうすると、先ほどの共同事業の法人化ということで、共同事業というのは、実際はプロジェクトとして行われているということですか、それとも、場所的にも一体でやっていらっしゃるということですか。

○乗越運営委員 私の所属しておりますところは、まさに共同事業でございましてけれども、同じフロアで、隣同士、弁護士と外弁が座っていて、電話番号から何から全て一緒になっております。

○八田座長 それで、会社としては別々。

○乗越運営委員 いや、会社としてといいますか、組合なのですからけれども、組合としては1つでございまして。

○八田座長 では、組合という形になっている。

○乗越運営委員 はい。

○八田座長 これを法人化。

○乗越運営委員 そうですね。今は、組合のままでは、例えば、大阪にもう一つ事務所を設けることはできませんので、そのまま法人化させていただきたいということでござい

す。

○八田座長 わかりました。それから、この特区でやる場合に、例えば、東京の特区で、この法人化が認められると、そうすると、自動的に法律的には大阪にも支店を持てるということになりますかね。

○乗越運営委員 そこは、ちょっと法律的にどのように解釈されるのか、私ども、正直言ってわかりません。もしかしたら、東京と大阪で両方認めなければならないというふうに解釈されるのかもしれませんが。そこは、認めていただくとしても、ちょっと明確なガイドンスをいただきたいところでございます。

○原委員 少なくとも、東京、大阪、福岡の3カ所だったら、自由にそれをできるようにしますよという、相当程度意味がありますか。

○乗越運営委員 それは、かなりクライアントの方の利便性は高まると思います。あとは、もちろん、大きいところで名古屋とか、そういうところも大きなクライアントがいらっしゃいます。あとは、京都とかも海外進出する企業と一緒にいらっしゃいますから、どこまで行けばいいのかという議論はありますけれども。

○原委員 大阪と言いましたけれども、今、特区は関西になっていますから、関西というふうに。

(略)

○八田座長 では、ほかにないですか。

どうも本当にありがとうございました。